

令和元年度に実施した個別指導において
保険薬局に改善を求めた主な指摘事項

中国四国厚生局

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

(1) ファクシミリにより電送された処方内容に基づいて行う薬剤の調製等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

① 処方箋の記載内容とファクシミリの処方内容が同一であることを確認していない。

(2) 次の不備のある処方箋を受け付け、調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

① 一般名処方処方箋について、「処方」欄中の「変更不可」欄に「✓」又は「×」が記載されているにもかかわらず、処方箋をそのまま受け付け、調剤を行っている。

② 処方箋の使用期間を超過している。

③ 保険医の押印がない。

④ 余白がある場合に、斜線等により余白である旨が表示されていない。

(3) 「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

① 用量の記載がない。

② 用量の記載が不適切である。

○「医師の指示通り」と記載されている。

③ 用法の記載がない。

④ 用法の記載が不適切である。

○「医師の指示通り」と記載されている。

○部位の記載がない。

2 処方内容に関する薬学的確認

(1) 処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

① 薬剤の処方内容より禁忌投薬が疑われるもの

② 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方が疑われるもの

③ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの

④ 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの

⑤ 過量投与が疑われるもの

⑥ 倍量処方が疑われるもの

⑦ 相互作用（併用禁忌・併用注意）が疑われるもの

⑧ 重複投薬が疑われるもの

⑨ 薬学的に問題がある多剤併用が疑われるもの

⑩ 投与期間の上限が設けられている医薬品について、その上限を超えて投与されているもの

⑪ 漫然と長期にわたり処方されているもの

○月余にわたるビタミン製剤の投与

3 調剤

(1) 調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行うとともに、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

4 調剤済処方箋の取扱い

(1) 調剤済処方箋について、次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
- ② 保険薬局の所在地
- ③ 保険薬局の名称
- ④ 保険薬剤師の署名又は記名・押印

(2) 調剤済処方箋について、次の事項の記載が不明瞭な例が認められたので改めること。

- ① 調剤済年月日
- ② 保険薬局の所在地
- ③ 保険薬局の名称
- ④ 保険薬剤師の署名又は記名・押印

(3) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載がない例が認められたので改めること。

- ① 処方箋を交付した医師の同意を得て処方箋に記載された医薬品を変更して調剤した場合、その変更内容
- ② 医師又は歯科医師に照会を行った場合の、その回答内容

(4) 調剤済処方箋の「備考」欄又は「処方」欄に記入する次の事項の記載が不十分な例が認められたので改めること。

- ① 医師又は歯科医師に照会を行った場合の、その回答内容

(5) 調剤済みの処方箋について、調剤済みとなった日から3年間保存していない不適切な例が認められたので改めること。

5 調剤録の取扱い

(1) 調剤録の記入について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤録を作成していない。
- ② 実際には調剤をしていない保険薬剤師の氏名を記載している。実際に調剤をした保険薬剤師自身が、自らの氏名を記載すること。
- ③ 薬剤師法第24条の規定により医師に疑わしい点を確認した場合、その回答内容を記載していない。

Ⅱ 調剤技術料に関する事項

1 調剤基本料

(1) 受付回数を1回とすべきところを2回受付としている（同一日に複数の処方箋を受け付けた場合において、同一の保険医療機関で一連の診療行為に基づいて交付された処方箋について受付回数を2回として算定している。）不適切な例が認められたので改めること。

2 後発医薬品調剤体制加算

(1) 後発医薬品調剤体制加算3について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤した薬剤（後発医薬品の規格単位数量の割合を算出する際に除外する医薬品を除く。）の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合が50%以上でない。

3 調剤料

(1) 調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。

4 嚥下困難者用製剤加算

(1) 嚥下困難者用製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 剤形の加工を薬学的な知識に基づいて行うことに留意すること。

5 一包化加算

(1) 一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 服用時点の異なる2種類以上の内服用固形剤又は1剤であって3種類以上の内服用固形剤が処方されていないときに算定している。
- ② 薬剤師が一包化の必要を認め、医師の了解を得た後に一包化を行った場合において、医師の了解を得た旨及び一包化の理由を調剤録等に記載していない。

6 自家製剤加算

(1) 自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている。
- ② 調剤録等に製剤工程を記載していない。
- ③ 同一剤について、計量混合調剤加算を算定している。

7 計量混合調剤加算

(1) 計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

8 調剤技術料の時間外加算等

(1) 時間外加算等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 時間外加算を算定した患者について、処方箋の受付時間を薬剤服用歴の記録又は調剤録に記載していない。

9 調剤料の夜間・休日等加算

(1) 調剤料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録又は調剤録に平日又は土曜日に算定した患者の処方箋の受付時間を記載していない。

Ⅲ 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

(1) 手帳を持参していない又は調剤基本料1以外の調剤基本料を算定する保険薬局に処方箋を持参した患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書の点数を算定していない例が認められたので改めること。

(2) 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬学的管理に必要な患者の生活像
- ② 服薬状況（残薬の状況を含む。）
- ③ 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）

2 薬剤服用歴の記録

(1) 薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録への記載が、指導後速やかに完了していない。
- ② 同一患者の薬剤服用歴の記録について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理を行うこと。
- ③ 次の事項の記載が不十分である。
 - 患者の体質（アレルギー歴、副作用歴）
 - 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - 疾患に関する情報（既往歴）
 - 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
 - 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - 服薬状況（残薬の状況を含む）
 - 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - 服薬指導の要点
 - 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無）
 - 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
 - 指導した保険薬剤師の氏名

- ④ 次の事項の記載がない。
- 患者の体質（アレルギー歴・副作用歴）
 - 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - 疾患に関する情報（既往歴・合併症・他科受診において加療中の疾患に関するもの）
 - 併用薬（要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。）等の状況
 - 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - 服薬状況（残薬の状況を含む。）
 - 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - 患者又はその家族等からの相談事項の要点
 - 服薬指導の要点
 - 手帳活用の有無（手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無）
 - 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
- ⑤ 次の事項の記載が不適切である。
- 服薬状況（残薬の状況を含む。）

3 薬剤情報提供文書

(1) 薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 副作用に関する記載が不十分な例が認められたので改めること。

4 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳

(1) 手帳による情報提供について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 手帳に次の事項の記載が不十分である。
- 必要に応じて服用に際して注意すべき事項

5 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等

(1) 電子的に保存している記録について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」に準拠していない。
- パスワードの有効期間を適切に設定していない。パスワードは定期的（2か月以内）に変更すること。
 - パスワードは英数字、記号を混在させた8文字以上の文字列が望ましい。
 - 情報システムの関係職種ごとのアクセス範囲が適切でない。
 - 特定のIDを複数の薬剤師及び職員が使用している。
 - 運用管理規程がない。

6 麻薬管理指導加算

(1) 麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況を定期的に確認していない。
- ② 残薬の取扱方法も含めた保管取扱い上の注意等に関し必要な指導を行っていない。

- ③ 薬剤服用歴の記録に指導の要点の記載がない。

7 重複投薬・相互作用等防止加算

(1) 重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容の記載がない。
- ② 「残薬調整に係るものの場合」であるにも関わらず、「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。

8 特定薬剤管理指導加算

(1) 特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
- ② 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。
- ③ 薬剤服用歴の記録に対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載が不十分。
- ④ 薬剤服用歴の記録に対象となる次の医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点の記載がない。
- ⑤ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容について、薬剤服用歴の記録への記載が不十分。
- ⑥ 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容を薬剤服用歴の記録に記載していない。

9 乳幼児服薬指導加算

(1) 乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等について、薬剤服用歴の記録・手帳に記載していない。
- ② 薬剤服用歴の記録に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載がない例が認められたので改めること。
- ③ 薬剤服用歴の記録に患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点の記載が不十分。

10 かかりつけ薬剤師指導料

(1) かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 薬剤服用歴の記録について、次の事項の記載が不十分である。
 - 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - 患者の服薬中の体調の変化（副作用が疑われる症状など）
 - 服薬指導の要点

11 服薬情報等提供料

(1)服薬情報等提供料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- ① 患者の服薬期間中に新たに情報提供した事項、服薬期間中及び処方箋受付時に確認した患者の服薬状況等及び指導等について、薬剤服用歴の記録に記載していない。

IV 事務的事項

1 登録・届出事項

(1)次の届出事項の変更が認められたので、速やかに届け出ること。

- ① 保険薬剤師（常勤及び非常勤）の異動（採用、退職を含む。）
- ② 開局時間

2 掲示事項

(1) 掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- ① 明細書の発行状況について

○明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。

V その他

1 調剤報酬明細書の記載

(1)調剤報酬明細書の記載方法に誤りが認められたので改めること。

- ① 一包化加算について、当該加算の算定対象となる剤が複数ある場合に、一包化した薬剤について、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に「包」の記号を記載していない。
- ② 一般名処方が行われた医薬品について、後発医薬品を調剤しなかった場合に、実態と異なる理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載している不適切な例が認められたので改めること。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

(1)保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めていないので改めること。

- ① 保険薬剤師による処方箋、調剤録、調剤報酬明細書の突合・確認が行われていない。

3 関係法令の理解

(1)健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。